

厚生労働省発表 平成17年7月29日(金) 18時解禁	労働基準局労災補償部 労災管理課長 及川 桂 補償課長 明治 俊平 電話 5253-1111(内線)5569 夜間直通 3502-6750
-----------------------------------	---

## 石綿ばく露作業に係る労災認定事業場一覧表の公表について

厚生労働省においては、労災保険の運営を通じて事業場毎の労災認定に関する情報を把握しているところであるが、今回、石綿による健康障害について国民の不安が高まっている状況に鑑み、本日の「アスベスト問題に関する関係閣僚による会合」における当面の対応策のとりまとめを受けて、石綿ばく露作業による肺がん又は中皮腫の労災認定を受けた労働者が所属していた事業場の名称等の情報を、別添のとおり公表する。

なお、今回公表するのは、平成11年度から16年度までの間に行われた労災認定に関するものであり、平成10年度以前に労災認定が行われたものに関しても、現在追加調査を行っており、調査結果がまとまり次第公表を予定している。

公表の趣旨及び労災認定事業場一覧表の概要は以下のとおりである。

### 1 公表の趣旨

今回公表するものは、平成11年度から16年度までの間に、全国の労働基準監督署において石綿による肺がん又は中皮腫の労災認定を受けた労働者が所属していた事業場に関する一覧表である。

今回公表することとしたのは、石綿による健康障害について国民の不安が高まっている現状を踏まえるならば、現時点において

- (1) 公表対象事業場でこれまで業務に従事したことがある方に対し、石綿ばく露作業に従事した可能性があることを注意喚起する
- (2) 周辺住民の不安等の社会的関心が高まる中で「周辺住民」となるか否かの確認に役立てもらう
- (3) 関係省庁及び地方公共団体等における石綿被害対策の取組みに役立てもらう

といったことができる有益な情報を広く国民に提供することが重要であり、本件一覧表は、そのための情報として欠くことができないものであると判断したためである。

## 2 公表対象事業場数

384 事業場	(労災認定件数：532件)
公表事業場	235 事業場
事業場不明	34 事業場
特別加入者	20 人
調査中	95 事業場

なお、調査中の95件の事業場は、現段階において調査が完了できなかつたものの総数であり、今後行う平成10年度以前の事業場の追加調査結果の公表とあわせて公表する予定である。

## 3 公表する事業場情報

- (1) 事業場を所轄する労働局及び労働基準監督署の名称
- (2) 事業場の名称
- (3) 石綿ばく露作業状況
- (4) 労災認定件数（肺がん、中皮種別）
- (5) 事業場における石綿取扱い期間
- (6) 現在の石綿取扱い状況
- (7) 特記事項

## 4 公表対象事業場に関する留意事項

- (1) 公表対象となった事業場のうち、製造業の事業場は、通常その事業場は石綿作業場所と同一である。ただし、その事業場が、窯業又は土石製品製造業、船舶製造業等の構内下請け事業場である場合は、通常その事業場の所在地（事務所）と実際に石綿作業を行った場所（元方の事業場）とが異なり、公表対象となった事業場においては石綿作業が行われてないことに留意する必要がある。
- (2) 建設業の事業場の場合には、通常、その事業場の所在地（事務所）と異なる場所（現場）で石綿作業が行われており、公表対象となった事業場の所在地は、石綿の飛散のおそれのない場所であることに留意する必要がある。
- (3) 建設労働者の多くは、事業場を転々としながら多数の建設現場で就労する中で石綿作業に従事しており、とりわけ石綿作業においては、30年～40年もの潜伏期間の後に疾病が発症することから、最後に石綿作業に従事した現場を持つ事業場において労災認定を行うよう処理している。そのため、建設業の事業場については、実際の現場での石綿ばく露はごくわずかである。

かであったにもかかわらず、その現場を持つ事業場として公表対象となつた事業場があることに留意する必要がある。

## 5 一覧表の構成

事業場一覧表は、製造業、倉庫内作業、その他の各種事業のように石綿作業が特定の場所において継続的に行われていたと認められる事業場の一覧表（第1表）と、石綿作業が行われていたと認められる現場を持つ建設業の事業場一覧表（第2表）から構成されている。

したがって、第1表は、主として①公表対象となつた事業場でこれまで業務に従事していたことがある方に対し、石綿ばく露作業に従事した可能性があることを注意喚起するとともに、②周辺住民の不安等の社会的関心が高まる中で、「周辺住民」となるか否かの確認に役立ててもらうという観点から、また、第2表は、主として公表対象となつた事業場にこれまで従事したことがある方に対し、石綿ばく露作業に従事した可能性があることを注意喚起するという観点から公表するものであることに留意する必要がある。

## 6 集計結果

事業場一覧表（第1表及び第2表）の業種別事業場数及び労災認定件数は、別紙「石綿ばく露による肺がん、中皮腫労災認定業種別件数（平成11年度～16年度）」のとおりである。

業種別に労災認定された事業場数をみると、製造業48.8%、建設業43.4%であり、両業種で全体の92.2%を占めている。

さらに、製造業の中では、船舶製造業（修理業を含む）、窯業又は土石製品製造業の順で労災認定された事業場数が多く、両業種で製造業全体の49.5%となっている。

## 7 相談窓口の活用等

今回の公表された情報に関する各種問い合わせや労災保険等に関する相談については、都道府県労働局、労働基準監督署の相談窓口で受け付ける。

また、石綿に係る健康相談については、保健所、労災病院、産業保健推進センター等の相談窓口で受け付けている。

なお、厚生労働省では「過去に在籍していた事業場で石綿作業に従事していた方」及び「現在在籍している事業場で石綿を取り扱う作業等に従事していた、又は従事している方」に対して、健康診断の受診勧奨及び健康管理手帳制度、労災補償制度の周知を図るために情報を厚生労働省ホームページ上で公表しているところである。

## 8 その他

本件公表事業場一覧表については、厚生労働省ホームページに掲載予定である。[\(http://www.mhlw.go.jp/\)](http://www.mhlw.go.jp/)

石綿ばく露による肺がん、中皮腫労災認定業種別件数（平成11年度～16年度）

	事業場数	認定件数		肺がん		中皮腫	
		計	(うち死亡)	計	(うち死亡)	計	(うち死亡)
建設業 計	167	175	124	62	41	113	83
建築事業（既設建築物設備工事業を除く）	97	97	66	34	22	63	44
既設建築物設備工事業	39	41	26	18	11	23	15
機械装置の組み立て据え付けの事業	3	3	3	0	0	3	3
その他の建設事業	28	34	29	10	8	24	21
製造業 計	188	314	247	95	71	219	176
食料品製造業（たばこ等製造業を除く）	1	1	1	0	0	1	1
繊維工業又は繊維製品製造業	3	3	2	1	1	2	1
化学工業	3	3	2	1	1	2	1
ガラス又はセメント製造業	2	4	4	1	1	3	3
窯業又は土石製品製造業	43	117	94	51	42	66	52
金属精錬業（非鉄金属精錬業を除く）	5	8	6	4	3	4	3
金属材料品製造業（鋳物業を除く）	3	4	4	0	0	4	4
金属製品製造業又は金属加工業（洋食器、刃物、手工具又は一般金物製造業及びメッキ業を除く）	16	16	11	3	2	13	9
機械器具製造業（電気機械器具製造業、輸送用機械器具製造業、船舶製造又は修理業及び計量器、光学機械、時計製造業を除く）	15	14	12	4	2	10	10
輸送用機械器具製造業（船舶製造を除く）	13	19	16	0	0	19	16
船舶製造（修理業を含む）	50	81	61	21	12	60	49
上記外の製造業	34	44	34	9	7	35	27
交通運輸業	1	1	1	0	0	1	1
貨物取扱業	9	9	6	2	2	7	4
電気、ガス、水道又は熱供給の事業	2	2	2	1	1	1	1
倉庫業、警備業、消毒及び害虫駆除の事業又はゴルフ場の事業	1	1	1	0	0	1	1
その他の各種事業	16	30	21	14	9	16	12
合 計	384	532	402	174	124	358	278

## 参考

### 個人に対する健康診断の受診勧奨及び健康管理手帳制度・労災補償制度の周知

#### ■過去に在籍していた事業場で石綿を取扱う作業等に従事していた方への呼びかけ

過去に在籍していた事業場で、以下のリスト(★)に該当する作業を行っていた方は、石綿にばく露している可能性がありますので、胸部レントゲン検査等による健康診断を受けるようにしてください(その際、医師に自分が過去に石綿に係る作業を行っていた旨お伝え下さい)。なお、厚生労働省から各事業場に対し、退職者に対しても健康診断を行うよう要請を行っておりますので、過去に在籍していた事業場から健康診断の連絡等があった場合は、積極的に利用してください。また、リストにある作業に従事していた方は、発がんリスクを高めることになるので、喫煙をしないようにしてください。

また、受診された結果、一定の所見が見られる場合(※1)は、最寄りの都道府県労働局に申請していただければ、健康管理手帳の交付を受け、無料で定期的に健康診断を受けることができます。また、石綿肺、肺がん、中皮腫等を発症した場合には、それが石綿にばく露したことが原因であると認められれば、労災補償を受けることができます。詳しくは最寄りの労働基準監督署へお問い合わせ下さい。

※1 両肺野に石綿による不整形陰影があり、又は石綿による胸膜肥厚がある場合

#### ★ 石綿に係る作業リスト

- ①石綿鉱山又はその附属施設において行う石綿を含有する鉱石又は岩石の採掘、搬出  
又は粉碎その他石綿の精製に関連する作業
- ②倉庫内等における石綿原料等の袋詰め又は運搬作業
- ③以下の石綿製品の製造工程における作業
  - ・石綿糸、石綿布等の石綿紡績製品
  - ・石綿セメント又はこれを原料として製造される石綿スレート、石綿高圧管、石綿円筒等のセメント製品
  - ・ボイラーの被覆、船舶用隔壁のライニング、内燃機関のジョイントシーリング、ガスケット(パッキング)等に用いられる耐熱性石綿製品
  - ・自動車、捲揚機等のブレーキライニング等の耐摩耗性石綿製品
  - ・電気絶縁性、保温性、耐酸性等の性質を有する石綿紙、石綿フェルト等の石綿製品(電線絶縁紙、保温材、耐酸建材等に用いられている。)又は電解隔膜、タイル、プラスター等の充填剤、塗料等の石綿を含有する製品
- ④石綿の吹付け作業
- ⑤耐熱性の石綿製品を用いて行う断熱若しくは保温のための被覆又はその補修作業
- ⑥石綿製品の切断等の加工作業
- ⑦石綿製品が被覆材又は建材として用いられている建物、その附属施設等の補修又は解体作業
- ⑧石綿製品が用いられている船舶又は車両の補修又は解体作業
- ⑨石綿を不純物として含有する鉱物(タルク(滑石)、バーミキュライト(蛭石)、纖維状ブルサイト(水滑石))等の取扱い作業
- ⑩上記①~⑨の石綿又は石綿製品を直接取扱う作業の周辺等において、間接的なばく露を受ける可能性のある作業

■現在在籍している事業場で石綿を取扱う作業等に従事していた、又はしている方への呼びかけ

労働安全衛生法及び石綿障害予防規則においては、事業者は、石綿を取扱う作業等に従事させていた又は従事させている労働者に対して、6ヶ月に1度、健康診断を実施しなければならないこととされています。厚生労働省より事業場に対し、健康診断の実施を徹底するよう指導を行っておりますので、現に在籍している事業場で、上記リストに該当する作業を行っていた、又は行っている方は、事業場で行われる健康診断を確実に受診するようにしてください。また、発がんリスクを高めることになるので、喫煙しないようにしてください。

**各種相談窓口の設置**

■都道府県労働局・労働基準監督署における相談の受付

石綿に関する健康管理手帳、健康診断、労災補償についてのお問い合わせ、ご相談は最寄りの労働局、労働基準監督署までお願いします。

■中央労働災害防止協会 労働衛生調査分析センター・大阪労働衛生総合センターにおける相談の受付

中央労働災害防止協会において、従来から石綿含有製品の代替化に関する相談窓口を開設しておりますが、これに加え、事業者の方々からの石綿ばく露防止対策に関する相談を受け付けることとしましたので、労働衛生調査分析センター（03-3452-3068）又は大阪労働衛生総合センター（06-6448-3784）までご相談下さい。

■建設業労働災害防止協会における相談の受付

建設業労働災害防止協会において、事業者の方々からの建築物の解体作業等における石綿ばく露防止対策に関する相談を受け付けることとしましたので、電話 03-3453-8201 までご相談下さい。

■独立行政法人労働者健康福祉機構 産業保健推進センターにおける相談の受付

産業保健推進センターにおいて、産業保健関係者、石綿による健康被害を受けられた労働者及びその家族の方々からの健康に関するご相談を受け付けることとしましたので、最寄りの産業保健推進センター（<http://www.rofuku.go.jp/sanpo/index.html>）までご相談下さい。

■独立行政法人労働者健康福祉機構 労災病院における相談の受付

労災病院において、石綿ばく露歴のある方、その家族の方々、開業医等からの診断・治療、健康診断に関するご相談を受け付けることとしましたので、最寄りの労災病院までお問い合わせ下さい。（対応可能な労災病院は以下のとおりです）

1 石綿の特殊健診、診断、治療が可能な労災病院

美 咽労災病院	〒072-0015	美唄市東4条南1丁目3番1号 (0126) 63-2151
岩見沢労災病院	〒068-0004	岩見沢市4条東16丁目5番地 (0126) 22-1300
東 北労災病院	〒981-8563	仙台市青葉区台原4-3-21 (022) 275-1111
福 島労災病院	〒973-8403	いわき市内郷綴町沼尻3番地 (0246) 26-1111
珪 肺労災病院	〒321-2523	栃木県塩谷郡藤原町高徳632 (0288) 76-1515
千 葉労災病院	〒290-0003	市原市辰巳台東2-16 (0436) 74-1111
東 京労災病院	〒143-0013	東京都大田区大森南4-13-21 (03) 3742-7301
関 東労災病院	〒211-8510	川崎市中原区木月住吉町1番1号 (044) 411-3131
横 浜労災病院	〒222-0036	横浜市港北区小机町3211 (045) 474-8111
燕 労災病院	〒959-1228	燕市大字佐渡633 (0256) 64-5111
新 湧労災病院	〒942-8502	上越市東雲町1-7-12 (0255) 43-3123
富 山労災病院	〒937-0042	魚津市六郎丸992 (0765) 22-1280
浜 松労災病院	〒430-8525	浜松市将監町25 (053) 462-1211
中 部労災病院	〒455-8530	名古屋市港区港明1-10-6 (052) 652-5511
旭 労災病院	〒488-8585	尾張旭市平子町北61番地 (0561) 54-3131
関 西労災病院	〒660-8511	尼崎市稲葉荘3-1-69 (06) 6416-1221
神 戸労災病院	〒651-0053	神戸市中央区籠池通4-1-23 (078) 231-5901
和歌山労災病院	〒640-8505	和歌山市古屋435番地 (073) 451-3181
岡 山労災病院	〒702-8055	岡山市築港緑町1-10-25 (086) 262-0131
中 国労災病院	〒737-0193	吳市広多賀谷1-5-1 (0823) 72-7171
香 川労災病院	〒763-8502	丸亀市城東町3-3-1 (0877) 23-3111
九 州労災病院	〒800-0296	北九州市小倉南区葛原高松1-3-1 (093) 471-1121
門 司労災病院	〒801-8502	北九州市門司区東港町3-1 (093) 331-3461
長 崎労災病院	〒857-0134	佐世保市瀬戸越2-12-5 (0956) 49-2191
熊 本労災病院	〒866-0965	八代市竹原町1670 (0965) 33-4151
吉備高原医療リハビリテーションセンター		

〒716-1241 岡山県加賀郡吉備中央町吉川7511 (0866) 56-7141

2 石綿の特殊健診が可能な労災病院

青 森労災病院	〒031-8551	八戸市大字白銀町字南ヶ丘1番地 (0178) 33-1551
岩 手労災病院	〒025-0244	花巻市湯口字志戸平26 (0198) 25-2141
大 阪労災病院	〒591-8025	堺市長曾根町1179-3 (072) 252-3561
山 口労災病院	〒756-0095	山陽小野田市大字小野田1315-4 (0836) 83-2881